

茨木市文化振興ビジョン
(第2期)
(案)

令和6年(2024年)2月19日
茨木市

目 次

第1章 文化振興ビジョン（第2期）の策定にあたって.....	1
1. 策定の趣旨	1
〔1〕はじめに	1
〔2〕文化芸術に対する市の考え方.....	1
2. 文化振興ビジョンの位置付け.....	2
〔1〕文化振興施策の中長期的な指針.....	2
〔2〕茨木市総合計画等との関係.....	2
〔3〕改正・文化芸術基本法、大阪府文化振興基本条例等を踏まえた策定.....	2
3. 文化振興ビジョンの対象.....	3
第2章 文化振興ビジョンの理念とその取組の方向性.....	4
1. 文化振興ビジョンの理念.....	4
2. 文化振興ビジョンがめざすまち.....	5
3. 取組の方向性	6
理念1　：　共創による文化の新たな価値の創造・発信.....	6
理念2　：　文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり.....	9
理念3　：　これまでの文化の継承、これからの文化の展開.....	15
4. ビジョンの推進に向けた体制.....	18
〔1〕推進体制	18
〔2〕庁内連携	18
〔3〕多様な資金調達.....	18
第3章 茨木市の文化芸術の現状と課題.....	22
1. 文化芸術を取り巻く社会動向.....	22
〔1〕国の状況	22
〔2〕その他地方公共団体の動向.....	23
〔3〕文化的コモンズの広がり.....	23
〔4〕アーツカウンシルの広がり.....	24
〔5〕文化芸術を取り巻く新たな社会潮流.....	25
2. 活発な文化芸術活動.....	26
〔1〕多彩な文化芸術活動.....	26
〔2〕市民による事業や市民と市の協働による事業の実施.....	26
3. 豊富な文化資源	27
〔1〕歴史資源	27
〔2〕茨木童子をはじめとした伝統文化資源.....	27
〔3〕川端康成とのゆかり.....	28
〔4〕大学等知的資源.....	28
〔5〕新しい文化芸術のエネルギー.....	29
4. 地理的な条件	30

5. 取組の振り返りと今後の課題.....	31
〔1〕 市民との協働による文化のまちづくり.....	31
〔2〕 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり.....	32
〔3〕 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成.....	33
〔4〕 郷土への愛着心の形成.....	34
〔5〕 文化のまちとしてのブランド形成.....	35
〔6〕 3つの理念との関連.....	36
6. 各種調査等概要	37
〔1〕 市民・学校アンケート調査.....	37
〔2〕 市民ワークショップ.....	37
〔3〕 市民会議	37
7. 資料	38
〔1〕 委員会設置要綱.....	38
〔2〕 名簿	40
〔3〕 策定経過	41
〔4〕 用語解説	42

本ビジョンは前半（第1章、第2章）で策定の趣旨や位置付け、理念や取組の方向性を記載し、後半（第3章）では前半の説明を裏付ける情報（社会動向や前ビジョンの振り返り等）を説明する構成としています。

第1章 文化振興ビジョン（第2期）の策定にあたって

1. 策定の趣旨

〔1〕はじめに

本市は、京都と大阪の中間に位置することから、政治・経済・文化の交流地点として人々が盛んに行き交うまちで、街道筋の拠点として発達してきました。また、日本で初めてノーベル文学賞を受賞した文豪川端康成をはじめとした優れた功績を残す文化人とゆかりの深いまちでもあり、これまで多くの歴史遺産や文化的伝統が培われ、今もまちに息づいています。加えて、本市は市民による文化芸術活動が大変盛んなまちでもあります。文化芸術活動に取り組む団体も数多く存在し、市民が開催するコンサート、展覧会、様々な発表会等を通じて、市内外の多くの方が文化芸術にふれる機会が創出されています。

本市では、平成27年(2015年)3月に「茨木市文化振興ビジョン」(第1期)を策定し、今まで培った素晴らしい文化資源を次世代に残しながら、今後も文化を創造し続けることのできる環境を整え、文化によるまちづくりを積極的に進めることで、本市をより魅力的なまちにするため、様々な施策を展開してきました。

そして、令和5年(2023年)11月、市内中心地に、文化・子育て複合施設「おにクル」がオープンしました。「おにクル」は、未来を担うこどもを含めた市民一人ひとりと、市内外の芸術家による活発な活動やこれまで培われ継承されてきた文化をつむぐことで、幅広く文化芸術を感じ、親しむきっかけを提供し、ホールにとどまらず日常・非日常の中で文化芸術が息づく「共創」のまちの中心地として、文化振興の中核を担う役割が期待されます。

〔2〕文化芸術に対する市の考え方

文化芸術は、個人としての、また様々なコミュニティの一員としての誇りやアイデンティティ¹を形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものです。文化庁の調査によると、地域の文化芸術への満足度が人生の満足度や、協調的な幸福感²に強く関連していることが示されています。近年様々な分野で注目されているウェルビーイング³を達成するには、文化芸術が大きな役割を果たすと考えられます。

また、文化芸術は、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつことから、都市の持続可能な発展に寄与するものとして、都市の魅力に磨きをかけ都市全体の活力を高めるものでもあります。これまで自然災害等の緊急事態の際においては、文化芸術を用いた様々な活動・取組等が、人々に安らぎや勇気、明日への希望を与えてきました。文化芸術を通じて地域のつながりを感じられることが、人々に幸せをもたらし、逆境から回復させる力をもたらします。

この先、コロナ禍のような予測不能な事象が起きても、文化芸術を通じて、早期に回復していくことのできるレジリエント⁴な社会を構築していくことが必要不可欠です。そのためには、こども・高齢者・障害のある人・外国人をはじめ、年齢や経済的な状況に関わらず、誰もが文化芸術にふれられる機会を創出し、文化芸術活動に取り組める環境を整えていくことが必要であると考えます。

¹ アイデンティティ：自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。

² 協調的な幸福感：自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちである状態、周りの人たちと同じくらい幸せだと思う状態。

³ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

⁴ レジリエント：事業環境等の予期せぬ変化に対して、迅速かつ柔軟に対応できること。

2. 文化振興ビジョンの位置付け

〔1〕文化振興施策の中長期的な指針

本ビジョンは、令和4年度(2022 年度)における基礎データの収集・分析や、市民・学校アンケート調査、市民ワークショップ等を踏まえてこれまでの本市の取組を総括した上で、文化のまちづくりの理念とめざすべき方向性や体制を定め、令和6年度(2024 年度)から今後10 年間の本市の文化芸術振興の指針となるものです。

〔2〕茨木市総合計画等との関係

本市では、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として、計画期間を10 年間とする「茨木市総合計画」を策定しています。当計画は本市をどんな「まち」にしていけるのか、そのために誰が、どんなことをしていけるのかということを総合的・体系的にまとめたものであり、また、市の文化や福祉、都市計画等、全ての計画の基本となるもので、将来における本市の「道しるべ」となるものです。

本ビジョンは、茨木市総合計画を上位計画とする分野別のビジョンの一つと位置づけ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連する様々な分野の個別計画との整合性を図りながら、文化芸術振興に向けた具体的な取組を示すものです。

〔3〕改正・文化芸術基本法、大阪府文化振興基本条例等を踏まえた策定

前ビジョンの策定後の平成29 年(2017 年)に、文化芸術基本法が改正され、平成30 年(2018 年)3 月には、本法律に基づき、文化芸術推進基本計画(第1期)が策定されました。その後、令和5年(2023 年)3月には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、文化芸術推進基本計画(第2期)が策定されました。そのほか、障害者の文化芸術活動の推進については、障害者文化芸術推進法が平成30 年(2018 年)に制定され、本法律に基づき、「障害者文化芸術活動推進計画(第1 期:平成31 年(2019 年)策定、第2 期:令和5 年(2023 年)策定)」が策定されています。

また、大阪府においては、大阪府文化振興条例に基づき策定された大阪府文化振興計画について、二度の改訂を経て、令和3年(2021 年)3月には、「第5次大阪府文化振興計画」が策定され、推進されています。

本ビジョンは、こうした国の法律・計画や、大阪府での取組を踏まえて策定したものです。

国の法律・計画	大阪府の条例・計画	市の計画
○文化芸術基本法 ○文化芸術推進基本計画(第2期) ○障害者文化芸術推進法 ○劇場法	○大阪府文化振興条例 ○第5次大阪府文化振興計画	○第5次茨木市総合計画 「みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち」 ※第6次茨木市総合計画を策定中

茨木市文化振興ビジョン(第2期)

(令和6年度(2024 年度)から今後10 年間の中長期的な指針)

3. 文化振興ビジョンの対象

本ビジョンの対象の「文化」は、人間が風土の中で、また、地域社会の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、人間の生活の営みそのものです。

その中で、本ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野としては、文化芸術基本法第8条～第14条を参考に次に示すものとします。

【茨木市文化振興ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野】

分野	該当する文化芸術等の種類
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊 その他の我が国古来の伝統的な芸能及び海外の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽 ・出版物等	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)、 国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)、 出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における 文化芸術の振興	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 文化振興ビジョンの理念とその取組の方向性

1. 文化振興ビジョンの理念

本ビジョンでは、社会状況が絶えず変化する中でも、市民の心豊かな暮らしを実現するため、3つの理念に基づき取組を推進します。

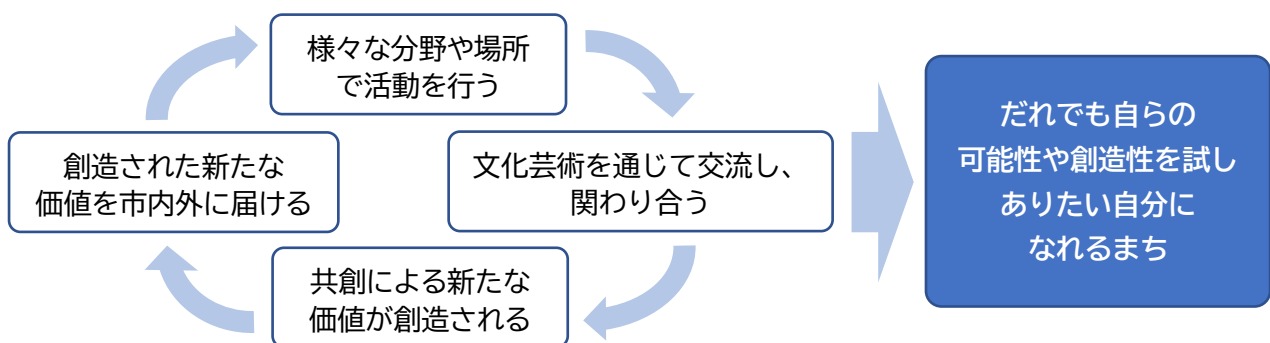
前ビジョンで5つの理念により、取組を進めてきた方向性について振り返り、取組実績や課題点を抽出しました。そして、前ビジョンの理念について整理を行い、各々の理念が相互に関連しあうことにより、新しい文化が生まれ続ける持続可能性を伝えるため、この度、3つの理念に再構成しました。

理念1 共創による文化の新たな価値の創造・発信

市民や団体の自主性を尊重しながら、多様な文化芸術活動の支援に取り組み、様々な分野や場所で活動が行われる仕組みづくりを推進します。活動を行う人と人が文化芸術を通じて交流し、活動と活動とが関わり合うことで、共創による新たな価値の創造につながります。

そして、創造された文化の新たな価値を市内外に届けます。市民に発信することでより多くの市民や団体が活動に加わり、市外にも発信することで交流や関わり合いが広がります。

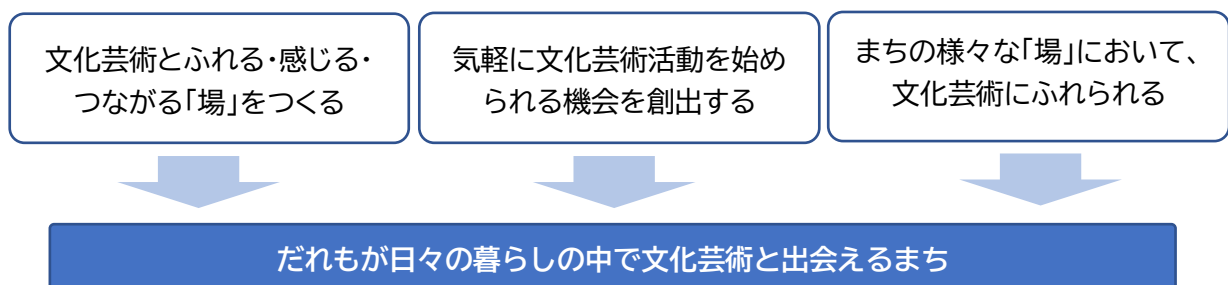
このような循環のなかで、だれでも自らの可能性や創造性を試し、ありたい自分になれるまちをめざします。



理念2 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、多様性を尊重しながら、文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりを積極的に進めていきます。

また、これまで文化芸術の鑑賞や実践をしていない方にも、気軽に文化芸術活動を始められる機会を創出するとともに、文化芸術活動の新たな拠点となるおにクルをはじめ、まちの様々な「場」で文化芸術にふれられる取組を進め、だれもが日々の暮らしの中で文化芸術と出会えるまちをめざします。

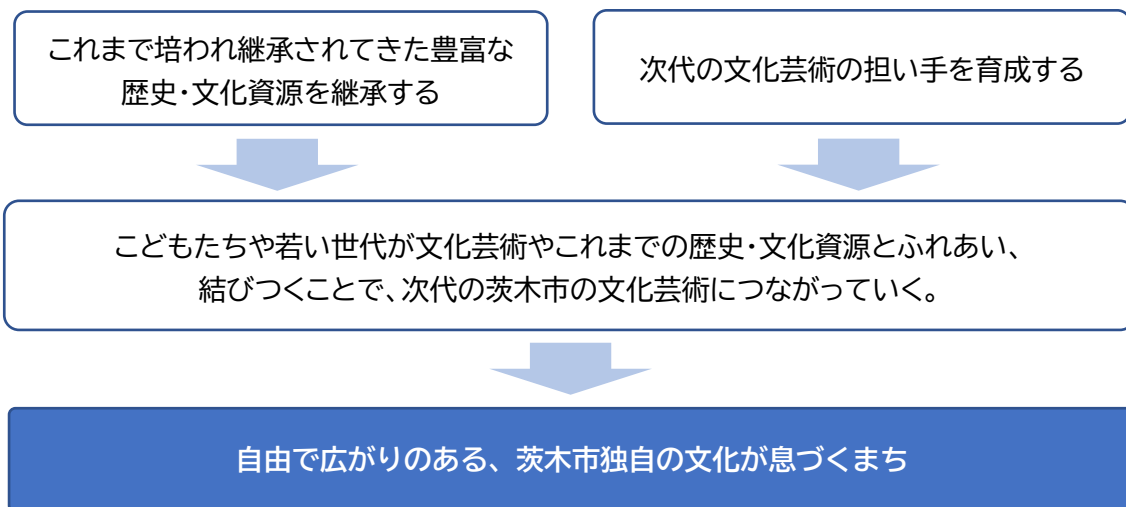


理念3 これまでの文化の継承、これからの文化の展開

本市にはこれまで培われ、継承されてきた歴史・文化資源が豊富にあります。そして、市内外問わず多くの芸術家等が訪れ、多様な文化芸術活動を行うことで、より幅広い文化芸術にふれられる機会が充実します。また、こどもを対象とした鑑賞・体験機会等の創出は、豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養います。

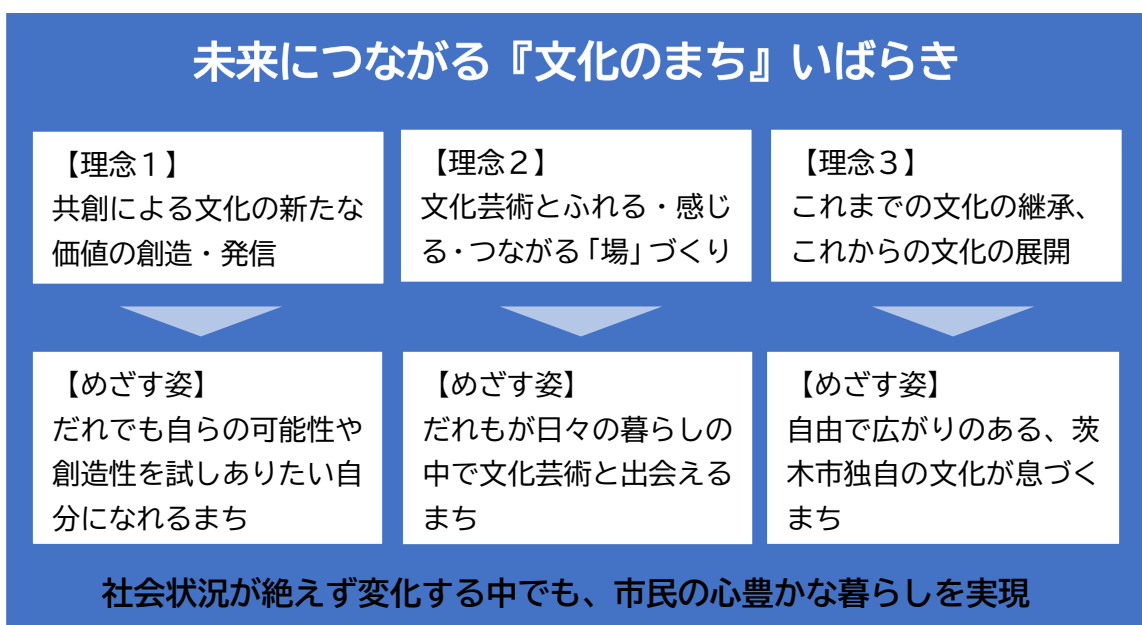
こどもや若い世代が歴史・文化資源や文化芸術活動とふれあうことは、将来の芸術家や観客層を育成し、次代の優れた文化芸術の創造につながります。

これまで培われ継承されてきた歴史・文化資源を次世代に受け継ぎつつ、そこに新たな文化芸術活動が加わることで、自由で広がりのある、本市独自の文化が息づくまちをめざします。



2. 文化振興ビジョンがめざすまち

文化振興ビジョン(第2期)では、実現したい将来像として、理念・めざす姿とともに、「未来につながる『文化のまち』いばらき」を掲げます。



3. 取組の方向性

理念1 : 共創による文化の新たな価値の創造・発信

【取組の方向性①】 市民の多様な文化芸術活動に対する支援

市民が自ら積極的に文化芸術活動を行うことは、生活の豊かさにつながるだけでなく、都市としての魅力向上につながります。自主性を尊重しつつ、市民や団体の多様な文化芸術活動への支援を行うほか、様々な文化芸術団体が行うイベントや活動、地域の拠点として重要な役割を果たしている公民館やコミュニティセンター等における文化芸術活動等に対しても、その活動を発表する場の提供や、文化芸術を活かしたコミュニティづくりの促進等を通じて積極的な支援を行います。

また、活動に対する相談や専門的知見によるアドバイスができる環境を整備し、適切なサポートを行い、市民の多様な文化芸術活動の実現を促進します。

取組名	取組内容
地域における文化芸術活動への支援	各地域で文化芸術活動の成果を発表する場・機会の提供やコミュニティにおける文化芸術活動の促進等、市民、文化芸術団体、公民館、コミュニティセンター等の文化芸術活動を支援します。
多様な文化芸術活動の実現に向けた支援	文化芸術事業に対する補助金の交付や必要に応じた助言により、多様な文化芸術活動の実現のための支援を行います。

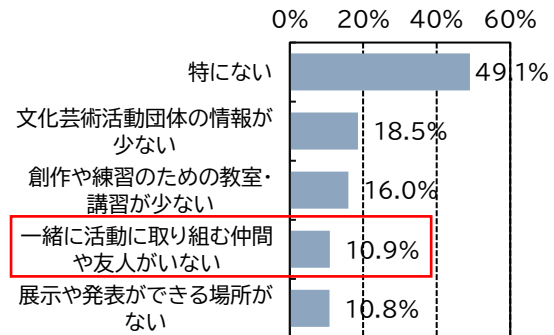
【取組の方向性②】 文化芸術を通じた交流

本市における文化芸術活動の実践に向けた課題として、「一緒に活動に取り組む仲間や友人がいない」ことが市民から多く挙げられました。市内で活動する文化芸術団体間での交流をはじめ、他分野の方も一緒に、気軽に情報や意見を交換できる機会づくりをめざします。またその交流の輪が、活動を始めようとしている市民に広がるような取組を推進します。

また、姉妹都市など多様な地域との文化芸術を通じた交流を促進します。

文化芸術活動の実践に向けた課題 ※上位 5 つを抜粋

(n=658)



取組名	取組内容
文化芸術を通じた交流の機会の創出	文化芸術活動を行っている人をはじめとして、他分野の方や活動に興味を持っている方も気軽に、意見や情報交換ができる機会を創出します。
姉妹都市等との文化的交流	国内外を問わず、姉妹都市等との交流など多様な文化・価値観を持った人との交流や相互理解の機会づくりを促進します。

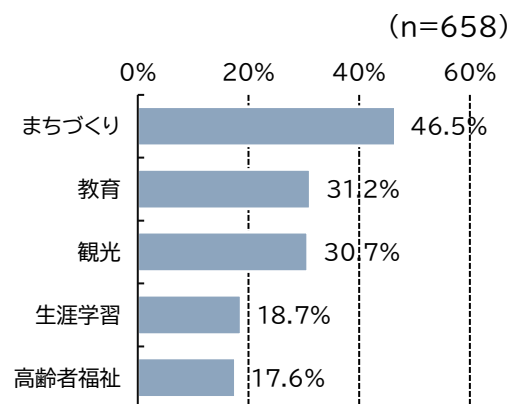
【取組の方向性③】 連携による新たな価値の創造・発信

多様な主体と連携することで、新たな出会いによる共感とつながりが生まれ、お互いに意識の変容が生まれます。

文化芸術活動と各主体や、担い手同士をつなぐコーディネーターとともに、文化芸術によるつながりをきっかけに観光やまちづくりをはじめとする多様な分野との連携を創り出し、そしてそれをまち全体へ拡げることによって、まちに活力と賑わいを創出します。さらに社会的に困難を抱える様々な人が等しく参加できる機会を創出することで、社会問題の緩和や解決に向けてアプローチすることをめざします。

そして生まれた価値を積極的に発信し、市内外に認知してもらうことで、さらなる交流や連携が拡がり、新たな茨木の文化が定着することをめざします。

文化芸術を活用・連携する分野
※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
文化芸術と他分野との連携創出	文化芸術振興を主な目的とする人や団体だけでなく、国際交流、観光、まちづくり、教育、福祉、産業、地域活性化等、文化芸術と親和性を持った広範な分野の人や団体との連携を創出し、また、社会課題へのアプローチも行います。
事業者との文化芸術活動における連携促進	市内の様々な事業者が文化芸術活動に関わることでできる機会を設け、市内の活動との連携を促進します。
大学等との文化芸術を介した連携の推進	文化芸術による活力ある地域づくりや地域人材の育成・交流、研究成果の地域への還元に向け、大学等との連携・交流を推進します。
創造した価値の集積と活用	文化芸術に関する情報の記録・保存を行い集積していくとともに、効果的な活用方法を研究し、実践していきます。

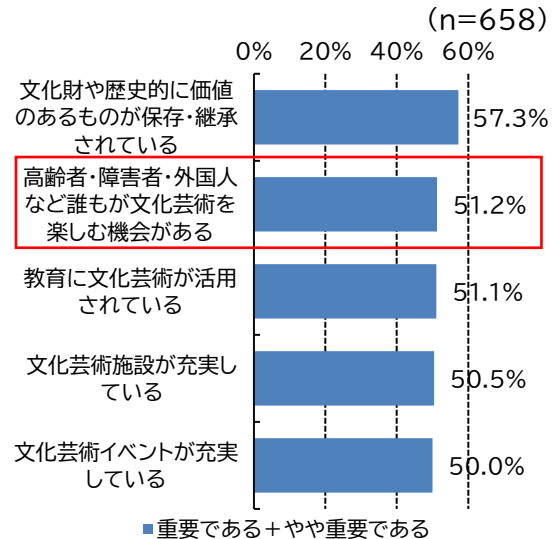
理念2 : 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

【取組の方向性①】 だれもが文化芸術とつながる環境づくり

性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、だれもが文化芸術に親しむ機会をつくるとともに、文化芸術を通じて社会参加し、共生社会の実現をめざします。

また、情報の取得がしにくい又は配慮が必要な人にも情報が届くよう多様な媒体でわかりやすい表現の情報発信に努め、だれもが文化芸術につながる環境づくりにも引き続き取り組みます。

市民が文化芸術に求めること（再掲）
（生活の豊かさ、都市としての魅力等）
※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
だれもが等しく文化芸術とつながる環境づくり	年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず、だれもが等しく文化芸術の鑑賞や参加ができる環境の整備と、気軽に文化芸術とつながるきっかけづくりを推進します。
文化芸術を通じた多文化共生の推進	自らがやりがいを持って活躍できる場の提供や関係する各種事業の連携等、文化芸術活動を通じて、異なるルーツを持つ外国人もお互いに理解・尊重し合うことが出来る環境づくりを推進します。

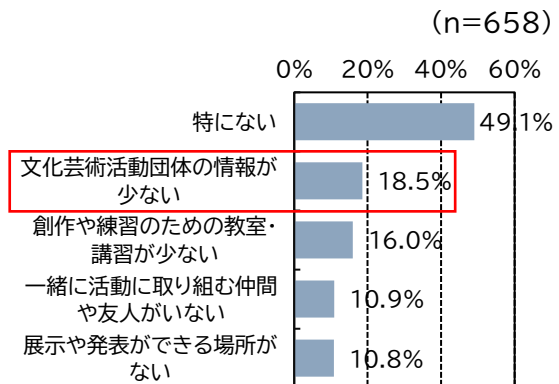
【取組の方向性②】 気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくり

本市における文化芸術活動の実践に向けた課題として、「文化芸術活動団体の情報が少ない」ことが市民から多く挙げられました。

広報誌やSNS等多様な媒体の活用による積極的な情報発信に努めるとともに、文化芸術活動に現在取り組んでいる人だけではなく、関心はあっても取り組めていない人も含めて、気軽に文化芸術活動に参加できるように促します。

また、これまで文化芸術にふれる機会の少なかった方に対しても、商店街や駅等のまちなかでの展開など身近な環境で文化芸術にふれられるよう、機会・きっかけづくりに努めます。

文化芸術活動の実践に向けた課題
※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
取組の周知に関する情報発信の強化	SNSをはじめとしたWEBの積極的な活用をすすめ、今までは届かなかった人にも届くような情報発信方法について研究し、強化します。
文化芸術を通じた社会課題へのアプローチ	文化芸術の享受や活動への参加を通じて、「社会包摂 ⁵ 」の考え方につながる取組を促進します。
暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実	まちなかでの体験機会の創出等、文化芸術活動の体験・参加機会の少なかった人も、日常の暮らしの中で文化芸術にふれられる機会の充実を図ります。

⁵ 社会(的)包摂：国民一人ひとりを社会の構成員として取り込むこと。社会的排除の存在しない社会をめざす政策。対義語は、社会的排除（何らかの原因で個人または集団が社会から排除されている状態）。

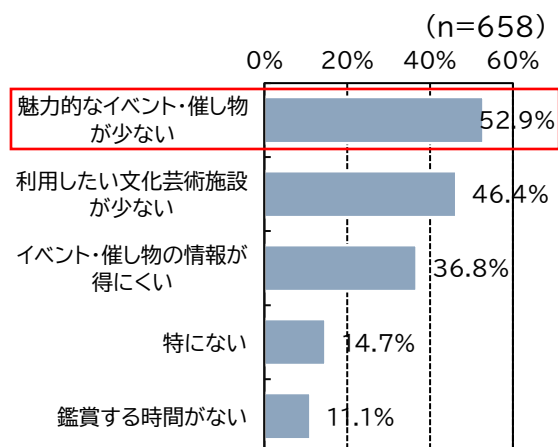
【取組の方向性③】 多様な文化芸術と出会えるまちづくり

市内で文化芸術を鑑賞するにあたって、「魅力的な催し物、イベントが少ない」といった声もあり、まだ現状の満足度は高くありません。

こうした現状を改善するため、市内外問わず最前線で活躍する芸術家を招き、より良い芸術鑑賞の機会を創出します。さらに、市民・文化芸術団体と市・茨木市文化振興財団等がともに活動しつつ様々な事業を展開する中で、必要に応じて専門家の知見を入れることで、文化芸術のさらなる発展をめざします。

また、多彩な分野の公演や展覧会、ワークショップ等をまちなかで展開し、多様な文化芸術に出会えるまちづくりを進めます。

文化芸術鑑賞を行わない理由
※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
多様な文化芸術に出会える取組の推進	市民の多様なニーズや関心に対応し、普段あまり目にする機会のない分野を含め、様々な文化芸術をまちなかで鑑賞できるような取組を推進します。
市内外で活躍する芸術家の表現の鑑賞機会の充実	市内外問わず最前線で活躍する芸術家を招き、市民が多様な刺激を受けられるような鑑賞機会の充実を図ります。

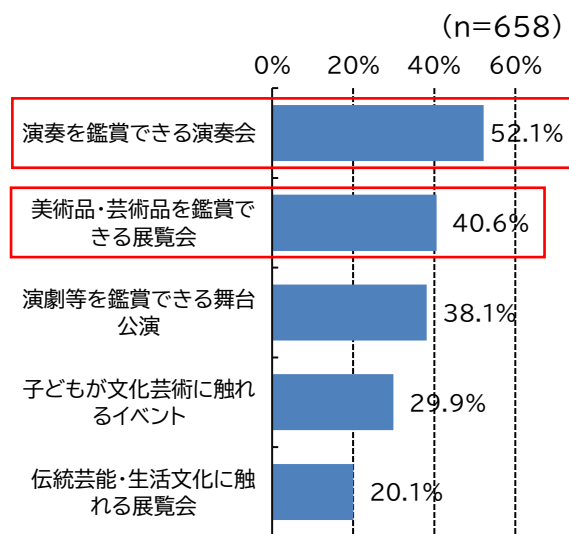
【取組の方向性④】 どこでも文化芸術にふれられる場づくり

市民から「利用したい文化芸術施設が少ない」といった課題が指摘されているなか、文化芸術活動の新たな拠点となるおにクルについても、「演奏を鑑賞できる演奏会」や「美術品・芸術品を鑑賞できる展覧会」の企画・開催が期待されています。

おにクルをはじめとする市内の公共施設を中心として、だれもが利用しやすい環境を整えるとともに、積極的な周知・広報を行い、多くの市民の利用を促進していきます。

また、公共施設だけでなく、公園や駅等のまちなかを利活用できる仕組みづくりに努め、どこでも文化芸術にふれて、感じられる場づくりを進めます。

おにクルで希望するイベント ※上位5つを抜粋



こども

取組名	取組内容
おにクル等文化施設の効果的な利用の促進	おにクル、クリエイトセンター及びその他の文化施設の利用について、市民ニーズに対応した環境・サービスの提供を推進し、ハード面、ソフト面のいずれにおいても、だれもが使いやすい環境の確保を図ります。 また、施設の機能や設備、利用方法等に関して積極的に周知・広報し、市民の利用を促進します。
公共空間の利活用推進	駅前や道路、公園等を、文化芸術にふれる、文化芸術を表現する「場」として、そこに集う人々の交流や活動がまちの景色となる魅力ある公共空間となるよう利活用を推進します。

【文化芸術活動の「場」の整備】

市内の公共施設はこれまで、音楽、美術、舞踊といった芸術から、茶道、華道、書道等の生活文化、囲碁、将棋等の国民娯楽まで、幅広い市民の活発な文化芸術活動を支えてきましたが、令和5年(2023 年)11月、市民会館跡地エリアに、新たな文化芸術活動の拠点となる文化・子育て複合施設「おにクル」が開館しました。

おにクルは、大ホールと多目的ホールを備え、多目的室や会議室などの諸室のほかにも、活動の場として使えるオープンスペースが豊富な施設となっており、近年、IBALAB(イバラボ)@広場をはじめとする様々な場所でも市民による文化芸術活動が展開されるなど新たな広がりを見せていることから、今後、おにクルを舞台とした多彩な活動が期待されます。

おにクルでの活動に向けては、開館前の取組として、活動がより充実したものとなるようコーディネーター人材を育成するための講座を開講したほか、これから活動をはじめたいと考えている方の第一歩を支援する企画を開催するなど、市民がおにクルを使いこなすための環境づくりを進めてきました。

現在、文化芸術活動が行われるエリアは、大規模なホールがあり“ハレ(非日常)”の役割を担う市中心部と、身近な活動の場があり“ケ(日常)”の役割を担う各地域に分かれており、様々な人が両エリアを行き来することが想定されますが、各施設にあるホールについては、それぞれの特性を活かした使い分けができ、多様なニーズに応えることができる拠点として、引き続き、施設維持に取り組めます。

そして、このような流れを契機として、各施設で活発に行われている文化芸術活動が、公園や広場等、より一層まちの様々な場所に広がっていくように、市民や専門家等の声を参考にしながら、魅力的で活動したくなるような「場」の創出を進めていきます。

【コラム】文化・子育て複合施設「おにクル」

平成 27 年(2015 年)12 月に閉館した元市民会館。その跡地エリアの活用については「市民会館 100 人会議」をはじめとする市民との「対話」を基本に検討を進めましたが、キーコンセプト『育てる広場』に沿って、市民自身が使い方を考えて、変えていく施設を整備するため、おにクル完成までに 108 回の市民参加型ワークショップを開催し、延べ 2,217 人もの市民等が参加しました。



「楽しそうで怖い鬼さんも来なくなっちゃうところ」おにクルは、世界的な建築家・伊東豊雄さんが設計を手掛けました。

設計コンセプトは“日々何かが起こり、誰かと出会う”で、ホール、図書館、子育て支援、プラネタリウム、市民活動センターなど多様な機能を備えた複合施設です。

7階建ての各フロアを貫く吹き抜け「縦の道」によってそれぞれの機能が融け合い、異なる場所の音や空気感を感じられるおにクルは、みんなが過ごしやすい、訪れたい場をめざしています。

【茨木市の主な文化施設等】

凡例：★ ホールのある施設

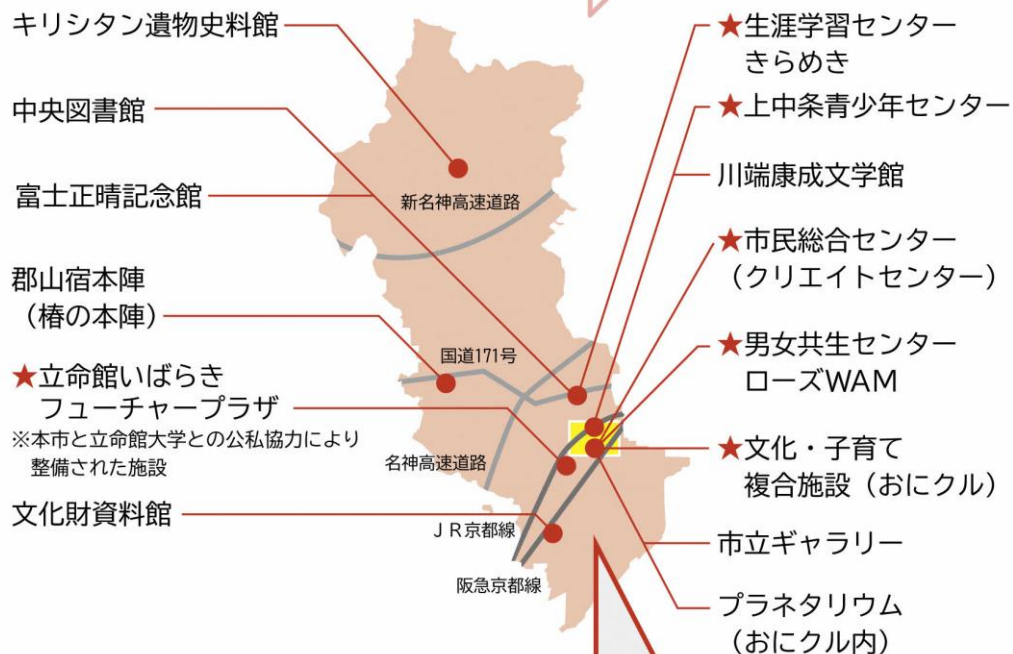
公民館(分室含む)

及びコミュニティセンター 34館

いのち・愛・ゆめセンター 3館

図書館分館4館

図書館分室8室



理念3 : これまでの文化の継承、これからの文化の展開

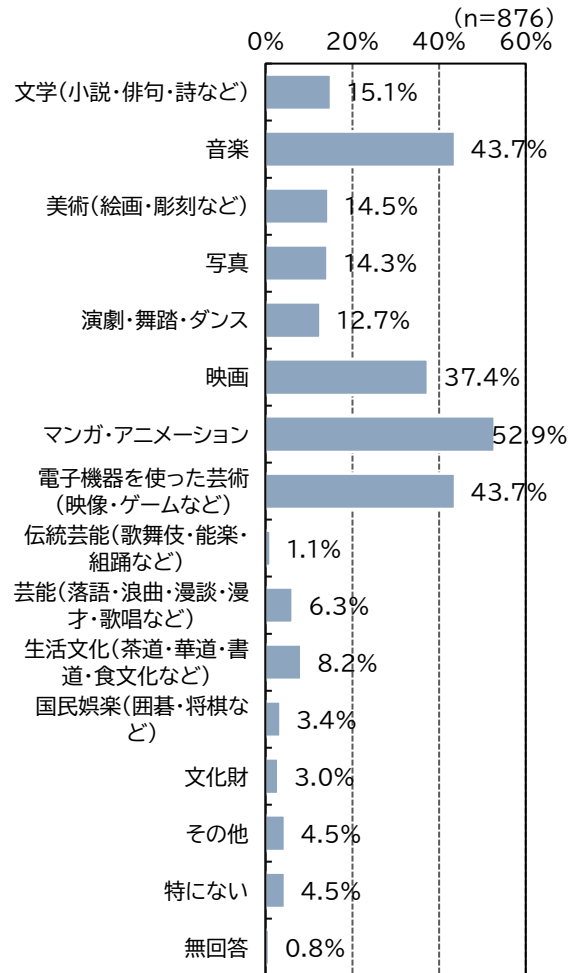
【取組の方向性①】 こどもが文化芸術にふれる機会の充実

文化芸術には、こどもの創造力や思考力、コミュニケーション能力などを育み、心を豊かにするなど、多くの影響を与える力があります。

本市では、次代を担うこどもの能動的な文化芸術活動の支援に努めるため、こども対象の事業の実施等を通じて、こどもが参加しやすい仕組みづくりを推進します。

また、学校等においても、多様な文化芸術にふれられる機会、きっかけづくりを進めていきます。

文化芸術で興味や関心があること
(小・中学生回答)



取組名	取組内容
こどもが文化芸術活動にふれる機会の創出	こどもを対象とした文化芸術事業の実施等、こどもが文化芸術にふれる機会を創出します。
学校等における文化芸術教育の充実	これからの社会を生きるこどもに求められる資質や能力の育成における文化芸術教育の重要性を踏まえ、文化芸術に関する教育の充実を図ります。

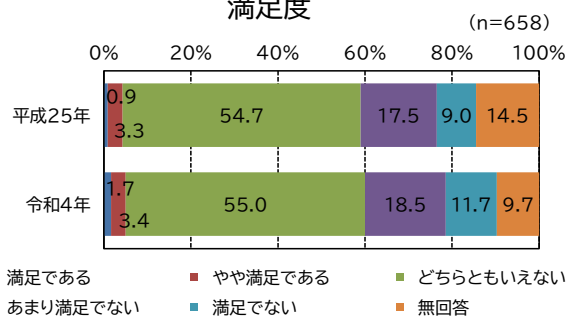
【取組の方向性②】 文化芸術の担い手の育成

アートプロジェクト⁶の実施等により、多くの芸術家が本市で作品を発表していますが、市民から芸術家・クリエイターの育成については、現状、満足度が低い状況です。

こうした中で、多くの若手芸術家が活躍できる環境づくりをより効果的に、より一層進めるため、現状の取組を見直しつつ、作品制作から発表に至るまでの様々な活動について、さらなる機会の創出を図ります。

あわせて、文化芸術の推進に必要な専門人材の育成に努めつつ、文化芸術に関する取組の価値を的確かつ効率的に市民に届けることのできる、アートマネジメント人材を適切に登用・活用することで、市内の文化事業全体が活性化する仕組みづくりにつなげていきます。

芸術家・クリエイターの育成に関する満足度



取組名	取組内容
若手芸術家の作品制作・発表機会の創出	アートプロジェクト等、本市の公共施設等における若手芸術家の作品制作・発表の機会を継続的に創出します。
多様なアーティストが集まる仕組みづくり	公募型のイベントをはじめとした、多様なアーティストが集まる仕組みづくりを推進します。

⁶ アートプロジェクト：現代美術を中心に、1990年代以降日本各地で展開されている共創的な芸術活動。作品展示にとどまらず、個別の社会的事象と関わりながら展開されることで、新たな芸術的／社会的文脈を創出する活動となっています。

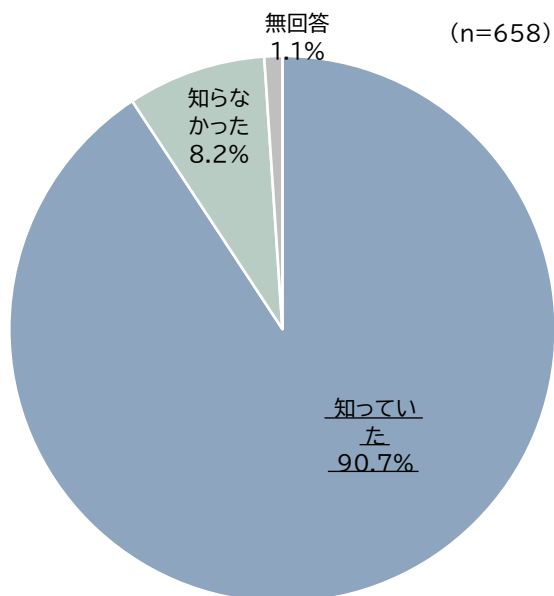
本市におけるアートプロジェクトとしては、アートを活用したまちづくり推進事業「HUB-IBARAKI ART PROJECT」が代表例です。

【取組の方向性③】 まちの文化資源の保存・継承

本市では、文化財資料館、キリシタン遺物史料館において文化財の普及啓発事業や地域の文献史料の収集・整理・保存・活用に取り組んでいます。また、図書館において郷土資料を収集し、活用と保存に努めています。引き続き、地域の様々な文化財や郷土資料を活かして市民の歴史・伝統文化への理解を深め、本市への愛着を育むとともに次世代へと継承していきます。

そして、市民の9割もの人がゆかりのある地であることを知っている川端康成も、市の文化資源として欠かすことのできない特色の一つです。氏をはじめとした本市ゆかりの著名人に関する魅力的な企画を実施するなど市内外に広く周知することで、多くの著名人とゆかりの深いまちであることを発信します。

川端康成氏のゆかりの地であることの認知度



取組名	取組内容
歴史・伝統文化資源の次世代への継承	文化財の普及啓発及び郷土資料の収集・保存・提供に努めるとともに、市内外への積極的な情報発信を推進し、次世代に継承していきます。
本市ゆかりの著名人に関する積極的な情報発信	本市にゆかりのある芸術家や文化人をより広く市民に周知し、市民及び市外に対する積極的な情報発信を推進します。

4. ビジョンの推進に向けた体制

第2章に掲げる理念とその取組の方向性により、文化振興ビジョンがめざすまちとして掲げる「未来につながる『文化のまち』いばらき」の実現に向けた推進体制や各主体の役割等について、次に示します。

〔1〕推進体制

本ビジョンを推進するために、市民や文化芸術団体等の多様な主体がそれぞれ活発に活動を行い、市内の文化芸術活動を活性化します。その中で多様な主体がつどい、分野を超えてつながる、共創する会議(つどい、つながる文化の会議)を開催します。この会議を通じて、多様な主体や分野をつなぐ人材が育ち、活躍することが期待されます。そのような人材の活躍により、様々な場所・活動・主体が有機的につながり、文化的コモンスの形成を促進します。

また、市民や文化芸術団体を中心に、茨木市文化振興財団、おにクル指定管理者等と市がそれぞれの立場において相互補完的に役割を担い、文化振興施策を推進するとともに、文化振興施策推進委員会において、本市の文化振興に関する様々な事項を審議し、有識者等による多角的な視点から評価・検証し、必要に応じて見直しを図ります。

このような体制で本ビジョンを推進していくことで、社会状況が絶えず変化する中でも、市民の心豊かな生活を実現することをめざします。

〔2〕庁内連携

文化振興施策を総合的に進めるため、教育、福祉、人権、都市政策、産業等の部門と連携し、部局横断的な情報共有・事業連携を進め、全庁的な施策を展開していきます。

〔3〕多様な資金調達

人口減少・少子高齢化時代において、将来を見通し、本ビジョンを推進していくために、市の財源だけでなく、民間も含めた多様な資金調達に取り組んでいきます。

ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用、クラウドファンディング⁷等に取り組むほか、国・大阪府等の補助金や民間助成金等の活用、企業との連携・共創によるネーミングライツの取組等に取り組めます。

⁷ クラウドファンディング：群衆(crowd)と資金調達(funding)を組合せた造語。取り組みたい活動や企画、アイデアの実現のために、インターネット等を通じて、広く賛同者の呼びかけを行い、支援を集める仕組みのこと。

茨木市で活動したい！



コーディネーター人材の活躍

ようこそ茨木へ！



市外の芸術家・
文化芸術団体



私たちが
つながります！



いいアイデアが
ありますよ！



文化芸術活動を行っている人、文化芸術に馴染みのない人も、集い、つながり、新たな文化のアクションが生まれるきっかけの提供や活動の支援を行う。



茨木市文化振興 推進体制マップ



つどい、つながる
文化の会議

未来につながる「文化のまち」いばらき

一緒に活動しましょう！



市民会議で
話しませんか？



地域の
活動団体



教育機関
(大学)



教育機関

(保育所・幼稚園・認定
こども園・小学校・
中学校・高等学校)

市民
文化芸術
団体等

事業者

まちづくり
関連団体



おにクル
指定管理者



茨木市
文化振興財団



茨木市

茨木市文化振興施策
推進委員会

本市の文化振興に関する様々な事項を
審議し、有識者等による多角的な視点
から取組の評価・検証も行う。

主体	役割・動き
文化芸術団体等 地域の活動団体 事業者 教育機関 (保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校) 教育機関 (大学・研究機関) まちづくり関連団体	多様な主体がそれぞれの活動や役割を軸に、分野を超えて、地域で交流し、共創することで、本市の文化を育み、つなげていきます。 ○文化芸術団体等は地域の文化芸術活動を担う主体として、その活動に取り組み、活動内容を市内外に発信することで、市民の文化芸術への関心を高めるとともに、市外に本市の文化を発信していきます。また、多様な主体や分野とつながり、地域で文化芸術活動を展開していきます。 ○公民館やコミュニティセンター等で活動を行う団体は、各地域における活発な活動により、地域コミュニティの形成を促進し、コミュニティにおいて文化芸術活動も展開し、地域住民の参加を促します。 ○事業者は、地域社会において、自主的な文化芸術活動の展開や、市民や文化芸術団体等の活動を支援します。 ○学校等の教育機関は、こどもが文化芸術にふれ、楽しむきっかけづくりを提供し、文化芸術の創造を支援します。 ○大学等の教育機関は、市民が文化芸術について学ぶことのできる機会を提供するとともに、地域の文化芸術活動への学生参加を促進します。また市や文化芸術団体等の多様な主体と連携して地域と関わります。 ○まちづくり関連団体は、市や様々な主体と連携しながら、観光やまちづくり等に関連する事業を通して市内外に本市の文化を発信します。また、市内の文化資源や文化芸術イベント等と連携し、まちづくりを推進します。
おにクル指定管理者	○おにクル指定管理者は、民間のノウハウやネットワークを活かした事業を企画し、展開します。また、施設の特性を活かした指定管理者ならではの事業により、本市における文化芸術の新たな価値を創造し、市内外へ拡げます。
市 茨木市文化振興財団	市と茨木市文化振興財団は、継続的に相互に連携し、本市の文化振興を推進します。 ○市は、本市の文化振興の主役である市民や文化芸術団体等の活動の支援や、公共施設における指定管理制度の導入検討等も含めた、文化芸術にふれる環境づくり等、文化振興施策の立案・実施・評価、そして必要に応じた見直しを行います。 ○茨木市文化振興財団は、舞台芸術公演や展示事業等、様々な事業を企画し、展開します。また、情報発信、専門的人材や地域において蓄積したネットワークを活用した地域の文化芸術団体や市民の活動に関する相談の支援やマッチング等のアーツカウンスル機能⁸を形成し、地域における文化芸術のさらなる発展を後押しします。

⁸ アーツカウンスルとは文化行政を推進するために、行政と一定の距離を置き、文化芸術の専門家による評価、審査等を行う専門機関。詳細については25ページを参照。

第3章 茨木市の文化芸術の現状と課題

1. 文化芸術を取り巻く社会動向

〔1〕国の状況

国においては、平成 29 年(2017 年)6月に文化芸術振興基本法を改正した文化芸術基本法が公布・施行され、これを受けて平成 30 年(2018 年)3 月には文化芸術推進基本計画(以下、基本計画)が策定されました。文化芸術が持つ本質的な価値のみならず、社会的・経済的価値についても着目し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他幅広い分野へ有機的な連携の必要性について示されました。

また、文化芸術の担い手を確保するための方策を多面的・長期的に検討することなど、第1期計画期間中にて生じた課題や様々な社会状況の変化等に対応すべく、令和5年(2023 年)3月に第2期基本計画が策定され、「文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成」や「多様性を尊重した文化芸術の振興」等の重点取組事項が示されました。

【文化芸術推進基本計画（第2期）から抜粋（取組例）】

第4：第2期計画における重点取組及び施策群		
1. 第2期計画における重点取組：心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組を推進		
重点取組	主な取組例	
1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	・文化芸術水準の向上 ・文化芸術分野の活動基盤強化 ・文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施 ・文化芸術創造エコシステムの確立 ・我が国のアートの持続的発展の推進 ・映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興 ・ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化 ・文化施設の運営等におけるPPP/PFI活用等による官民連携の促進	
2 文化資源の保存と活用の一層の促進	・「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進 ・文化財の保存に関する集中的な取組 ・我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用 ・地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承 ・近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興	
3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成	・学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承 ・子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保 ・文化庁活動の円滑な地域連携・移行の促進	
4 多様性を尊重した文化芸術の振興	・性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備 ・共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進 ・外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備 ・文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進	
5 文化芸術のグローバル展開の加速	・トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信 ・「日本博2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり ・CBX[※]による海外展開の推進 ・世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実 ・気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題への文化芸術政策としての対応	
6 文化芸術を通じた地方創生の推進	・全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進 ・全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進 ・文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進 ・地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援 ・食文化をはじめとする生活文化の振興 ・地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築 ・公共空間等のアーティスト等への開放	
7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	・急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 ・DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ制作の好循環の実現 ・文化芸術のデジタル・アーカイブ化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用 ・文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進	

※CBX:日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効率的・戦略的に進める、変革を目的とした取組

3

〔2〕その他地方公共団体の動向

大阪府では「第5次大阪府文化振興計画」を令和3年(2021年)に策定し、大阪アーツカウンシルと連携しながら各種事業に取り組むとともに、令和7年(2025年)の大阪・関西万博に向けて、大阪文化芸術創出プログラムやオオサカ アートフェスティバル等を実施しています。

また、地方公共団体では、「文化芸術の本質的価値と社会的・経済的価値の好循環」を実現すべく、様々な取組が実施されています。

例えば、市と文化施設を核とする「文化的コモンズ」の展開をめざす取組や、文化施設を社会包摂⁹型劇場として運営する試み、ボランティアやアートマネージャーの育成等に取り組んでいる地方公共団体もあります。

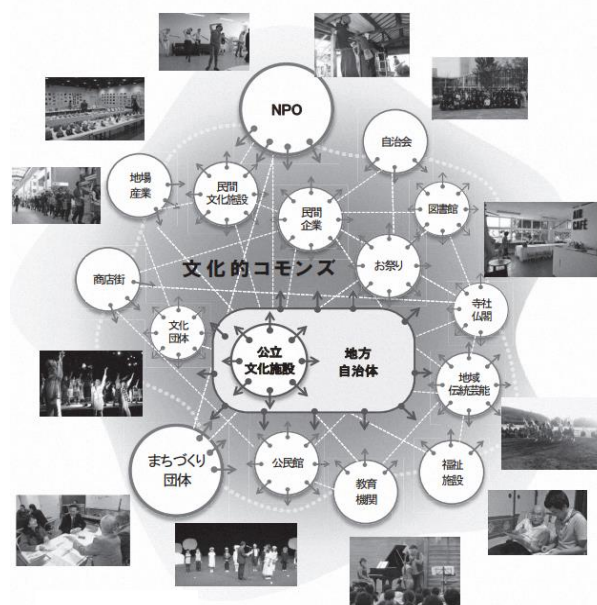
〔3〕文化的コモンズの広がり

財団法人地域創造「災後における地域の公立文化施設の役割に関する調査研究－文化的コモンズの形成に向けて－」(平成26年(2014年)3月)では、地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営みの総体を「文化的コモンズ」と提言しています。

文化的コモンズは、地域の活力の創出に極めて重要な役割を果たすものとして、さらに、地域のアイデンティティの確保等、地域における自治の基盤を行政と住民がともに形成するものとして、理解や共感が広がっています。近年、社会の複雑化に伴い、文化活動そのものだけでなく、教育と文化、福祉と文化、観光と文化、産業と文化等との広範な連携により、文化的コモンズが形成され、それが地方の活力を生み出しています。

こうした中、一般財団法人地域創造「地域における文化・芸術活動を担う人材の育成等に関する調査研究報告書－文化的コモンズが、新時代の地域を創造する－」(平成28年(2016年)3月)では、文化的コモンズに関する調査研究をさらに進めた結果、文化的コモンズを形成するには、それを担う人材が必要であり、特に、各々の組織内をつなぎ、また組織外とをつなぐ「コーディネーター」が重要であると提言しています。「行政や文化拠点」は、「地域における様々な担い手」と連携しながら、人材、そしてとりわけ「コーディネーター」を育成・確保する必要があり、また同時に、「コーディネーター」が活躍できる環境を整備する必要がある、と提言しています。

図1 文化的コモンズのイメージ図



⁹ 社会(的)包摂：国民一人ひとりを社会の構成員として取り込むこと。社会的排除の存在しない社会をめざす政策。対義語は、社会的排除（何らかの原因で個人または集団が社会から排除されている状態）。

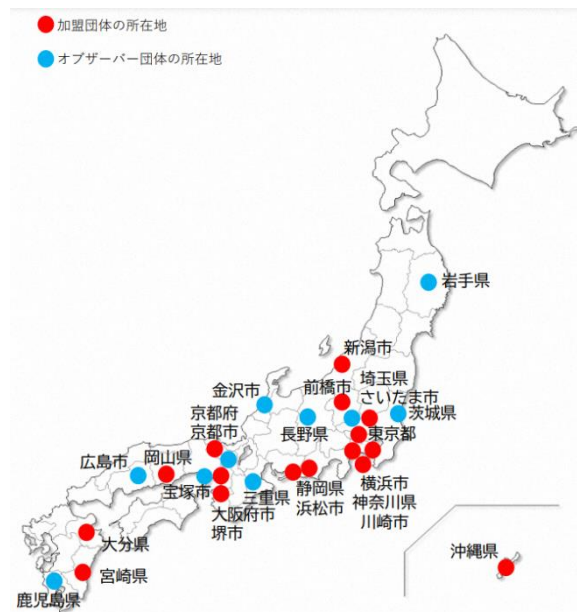
〔4〕アーツカウンシルの広がり

アーツカウンシルとは、文化行政を推進するために、行政と一定の距離を置き、文化芸術の専門家による評価、審査等を行う専門機関とされています。

世界では、第2次世界大戦後間もない昭和21年(1946年)に、経済学者のジョン・メイナード・ケインズによって、アーツ・カウンシル・オブ・グレートブリテンがイギリスで設立されました。設立以来、何度かにわたる組織改編を経て、平成6年(1994年)に、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つのアーツカウンシルが誕生しました。「素晴らしい芸術文化を全ての人に」をミッションとして、当初より、政府とは一定の距離を置いて運営するというアームズ・レングスの原則にのっとり活動しています。

国内では、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」と)と全国各地のアーツカウンシル機能(専門家による助言、審査、評価、調査研究等の機能)を有する組織である「地域アーツカウンシル」の連携・交流ネットワークである「アーツカウンシル・ネットワーク」には、令和5年(2023年)3月現在、15団体が加盟し、また、10団体がオブザーバーとして参加しています。

アーツカウンシルに求められる機能は、各団体によって異なるものの、主に下記5つの機能に整理されます。



市民の文化芸術活動の支援	文化芸術活動に対するアドバイスや相談、マッチング等の活動支援
調査・研究	文化芸術活動に関するシンクタンク機能(文化芸術関連調査、政策研究、人材育成)
情報発信	調査・研究結果、各種助成、アーツカウンシルの支援事業等の一体的な情報発信
企画・立案	文化芸術事業に対する、助言や提案、企画運営支援。また、支援や調査・研究に基づく、政策提言等
助成・評価	公募型補助金の交付先決定に係る提言

〔5〕文化芸術を取り巻く新たな社会潮流

文化芸術基本法の改正以降、国では文化芸術の社会的・経済的価値の波及を推進するため、各種の法の制定・計画の策定を進めています。

障害者の文化芸術活動の推進については、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年(2018 年)に制定され、鑑賞・創造・発表等の施策について、推進することとしています。

文化財については、「文化財保護法」が平成 30 年(2018 年)及び令和 3 年(2021 年)に改正され、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るとともに、書道や食文化等の生活文化も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図ることとしています。

これに関連して、令和 2 年(2020 年)に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としています。また、博物館等の文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進が進められており、令和 5 年(2023 年)には「博物館法」が改正され、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定めるとともに、博物館の事業として、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とすることとしています。

国の文化芸術推進基本計画(第2期)では、新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響が取りまとめられています。今後の文化芸術政策については、単なる新型コロナの影響からの回復のみを目的とするのではなく、有事における迅速な支援の必要性、困難性等の様々な課題の洗い出しが行われたことを生かして、ポストコロナに向けた新しい方策を検討する必要があるとしています。

また、デジタル化の急速な進歩に伴うデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展や AI・IoT・ロボティクス等の技術革新が、産業界だけでなく社会の隅々まで広がる中、人々の働き方や生活様式等とともに、我が国の文化芸術の活動形態やニーズにも影響を与えているとしています。

昨今、世界の平和が脅かされる現状が続いています。こうした中、文化芸術は世界の平和にも寄与するものであり、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割は増大していると考えられます。

また、世界各国の文化多様性を維持する取組として、世界自然遺産・世界文化遺産や世界無形文化遺産、世界記憶遺産等の取組があり、日本の自然遺産・文化遺産等も多数登録されています。また、ユネスコは創造的・文化的な産業の育成、強化によって都市の活性化をめざす世界の都市が、国際的な連携・相互交流を行うことを目的として、平成 16 年(2004 年)にユネスコ創造都市ネットワークが発足し、日本からも 10 都市が加盟しています。

2. 活発な文化芸術活動

〔1〕多彩な文化芸術活動

本市には数多くの市民による文化芸術団体が活動しています。

これらの団体では、それぞれ合唱や吹奏楽、和太鼓、絵画、写真等、様々な種類の文化芸術活動に取り組んでおり、演奏会や展覧会等の場を通じて、多くの市民が多彩な文化芸術を楽しんでいます。

また、市内各地では、公民館をはじめとした各公共施設にて文化芸術に親しむことのできる講座が定期的に行われており、また、そういった日頃の文化芸術活動の成果発表の場として、公民館での「文化展」やコミュニティセンターでの「コミセン祭り」が活発に行われています。



市立ギャラリーにおける展覧会

〔2〕市民による事業や市民と市の協働による事業の実施

本市では、市が主催する演奏会や展覧会等の事業において、市民文化芸術団体や個人に、その演奏や作品を発表する場の提供を行うなど、市民による文化芸術活動を支える環境が整っています。

また、IBARAKI JAZZ&CLASSIC FESTIVAL や茨木麦音フェスト等、団体自らが事業を主体的に企画・実施されている場合も多く、コロナ禍では一部中止を余儀なくされましたが、終息後は大勢の方が参加されています。一方、市は共催・後援によって、事業の実施を支援しているほか、実行委員会形式で、市と団体が協働して開催している事業もあります。

このように、市民と市が協働することによって様々な事業を実施しています。



茨木市美術展



IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL

3. 豊富な文化資源

〔1〕歴史資源

東奈良遺跡からは国内唯一の完全な形をした弥生時代の石製銅鐸鑄型が発見され、ここで作られた銅鐸が、香川県善通寺市や兵庫県豊岡市気比、豊中市原田神社境内で見つかったことは、本市が古くから発展し、先進的で文化豊かな地域であったことを示しています。



太田茶臼山古墳（継体天皇陵【宮内庁 所管】）

また、市内を流れる安威川や佐保川、茨木川等の川沿いに 200 基をこえる古墳が築かれました。特に、5世紀に築造された全長 226 メートルを誇る太田茶臼山古墳(継体天皇陵)は、三島地域で最大の前方後円墳として知られています。

市街地中心部には家康の一国一城令で廃城になるまでは摂津の重要な城として存在していた茨木城があり、かつて茨木氏、中川氏、片桐氏が城主をつとめていました。茨木城主中川清秀とのゆかりから、大分県竹田市と歴史文化姉妹都市提携をしています。

一方、本市の隠れキリシタンの里として知られる千提寺・下音羽地区では、「聖フランシスコ・ザビエル像」や「マリア十五玄義図」等の貴重なキリシタン遺物が発見され、今も数多くの遺物が遺されています。

〔2〕茨木童子をはじめとした伝統文化資源

古くからの伝説として、現代においても、狂言、歌舞伎等の作品のモチーフとして活用されている茨木童子は、市民にもよく知られています。茨木童子の伝説にもとづいたイメージキャラクターである「いばらき童子」は、夏の恒例行事として開催されている「茨木フェスティバル」のイメージキャラクターとして長年、市民に親しまれ、平成 25 年(2013 年)には市の観光特任大使にも就任しています。



文化・子育て複合施設「おにクル」についても、愛称募集の際、当時 6歳の子が市内にある「いばらき童子」の像を見て「怖い鬼さんですら楽しそうで来なくなっちゃうところ」と思いつき、応募したことに由来しています。

また、市域北部の見山地域と清溪地域に伝わる踊り歌で江戸時代に人形芝居や歌舞伎と結びつき、浄瑠璃の内容を音頭として歌われたとされる浄瑠璃音頭等の民俗芸能や享禄元年(1528 年)にはじまり、大字大岩の地域で継承されている大岩太鼓や総持寺の伝統行事で毎年 4 月 18 日に行われる庖丁式等の豊かな伝統文化資源があります。



大岩太鼓



総持寺 庖丁式

〔3〕川端康成とのゆかり

川端康成は、昭和43年(1968年)に日本人として初めてのノーベル文学賞を受賞した作家です。大阪市北区の大阪天満宮付近で生まれ、その後、早くに両親が亡くなったため、本市宿久庄の先祖代々の地に暮らす祖父母のもとに引き取られ、3歳から18歳までを本市で暮らしました。人生で最も多感な時期を本市で過ごし、作家への志を抱いた川端康成は、ただひとりの肉親であった祖父の介護の日々を描写した『十六歳の日記』やその祖父の骨あげをとおして生と死への思いも書かれた『骨拾い』等の作品でふるさとである茨木に言及しています。また、川端康成の作品『私のふるさと』の中で、郷里、出身地について聞かれたときに、「東海道線、京都・大阪の中間の茨木駅から、北へ一里半ばかりはいった、小さい農村、と。別の言い方をする時もあった。大阪平野のほぼ北の果てで、ここから奥は丹波の山地になる山のふもとの小さい村、と。そして箕面の山つづきである、と。」と記しています。

市内各地には、川端康成が通った旧制中学校(現府立茨木高校)や書店、川端作品に登場する建物等、川端康成ゆかりの場所が点在しています。また、市中心部にある高橋交差点以北の道路は、川端康成の名声を永久に残すとともに、川端康成文学館への案内にもなることから、「川端通り」と呼称しています。

なお、本市は、川端康成の功績を讃えて昭和44年(1969年)に名誉市民の称号を贈り、その栄誉を顕彰しています。



市立川端康成文学館

〔4〕大学等知的資源

本市は、市内外に多くの連携大学を有するという強みがあります。

市内の大学では、藍野大学・藍野大学短期大学部、追手門学院大学、大阪行岡医療大学、梅花女子大学、立命館大学があり、市外の大学では、大阪医科薬科大学、大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学、京都芸術大学、奈良女子大学、龍谷大学と連携協定を締結し、市民向けの公開講座の実施等、協力して地域社会の発展や人材育成に取り組んでいます。

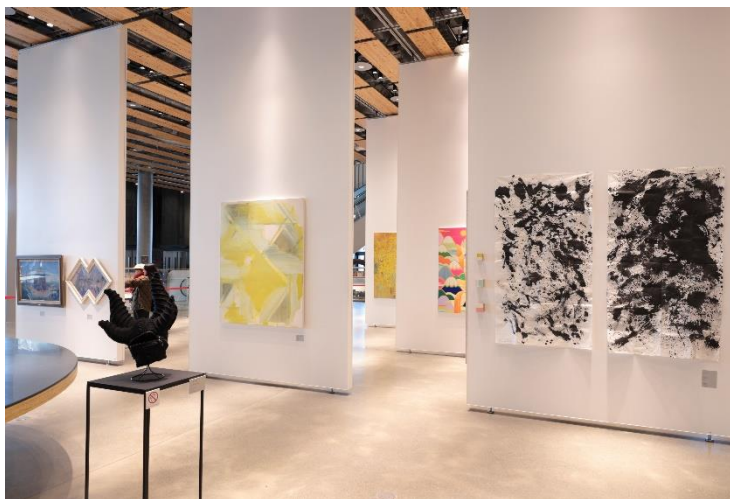
平成27年(2015年)4月開設の立命館大学大阪いばらきキャンパスにおいては、市と大学が連携し、市民が利用可能な図書館やホール等の施設(立命館いばらきフューチャープラザ)を整備しています。

近年では、令和6年(2024年)4月に立命館大学大阪いばらきキャンパスに、新たに映像学部・映像研究科をはじめとして、令和7年(2025年)4月には追手門学院大学茨木総持寺キャンパスに新校舎が開設されるなど、より多くの連携が可能となる環境が整っております。また、学部の増加に伴い、本市に通学する学生数が約2万人に達し、今後、さらに学生の活力をまちづくりに取り入れることも期待されます。

〔5〕新しい文化芸術のエネルギー

本市では、これまでから公共施設や公園等に彫刻やモニュメントを設置して、より多くの人が文化芸術に親しむことができる機会を作ってきました。

また、令和5年度(2023年度)に50回目の開催を迎えた現代美術展は、出展に係る審査や入賞の設定がない公募部門(アンデパンダン)の設定と特集作家による展示やワークショップ等に取り組み、茨木市美術展とともに内容や歴史において誇れるものであります。



現代美術－茨木 50 回記念特別企画展



ヤノベケンジ 作
「サン・チャイルド」

これらの美術作品展に加え、平成 29 年(2017 年)には、継続的なアート事業によるまちづくりを目的としたアートプロジェクト「HUB IBARAKI ART PROJECT」を立ち上げ、アーティストの発掘や茨木のまちを発表の場として提供してきました。

さらには、JR 総持寺駅開業に合わせて、平成 30 年(2018 年)3月から、生活の中でアートに出会う環境をつくり、アートを知るきっかけの場を作るため、JR 総持寺駅アートプロジェクト「SOU」を展開しています。高さ 2.6m の自由通路壁面に、有名・無名、地域・年齢に関わらず様々な作家の作品を大型プリントにして展示し、絵画や写真、現代アートや児童画等の多様な作品を紹介し、約半年ごとに展示の入れ替えを行っています。



JR 総持寺駅アートプロジェクト「SOU」

これらの新しい文化芸術のエネルギーは、市の文化資源を構成するものであります。

4. 地理的な条件

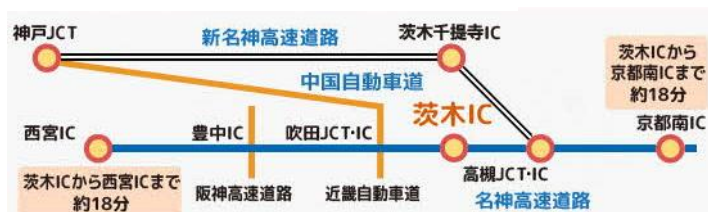
本市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、市域の北半分は、丹波高原の老の坂山地の麓で豊かな緑に包まれ、南半分は、大阪平野の一部を形成する三島平野が広がり市街地を形成しています。また、身近に利用できる公園の面積が多く、市の中心を南北に走る元茨木川緑地は象徴的な存在で、広く市民に愛され利用されています。

古くは、西国街道や亀岡街道、現在においても名神高速道路、近畿自動車道、大阪中央環状線、国道 171 号等の多くの国土幹線や広域幹線道路が走るほか、北部地域では、新名神高速道路のインターチェンジ・パーキングエリアが開業しています。鉄道は、JR東海道本線と阪急京都線が併走し、市内を走るモノレールには、本線と彩都線が設けられており、平成 30 年(2018 年)春に、JR総持寺駅が開業しました。

多くの広域幹線軸が交差する交通の要衝にある本市は、北大阪地域の中核都市として発展し、大阪市内まで電車で約 15 分、京都市内まで約 30 分と交通の利便性は高く、通勤や買い物にも便利な生活しやすいまちとなっており、人口も増え続けています。

また、多くの市民が市内のみならず、市外(特に大阪市)でも文化芸術を楽しんでいます。

【車を利用】



【電車(JR)を利用】



【電車(阪急)を利用】



5. 取組の振り返りと今後の課題

平成 27 年(2015 年)に策定した前ビジョンにおいては、5つの理念とその取組の方向性を掲げて、市民、市、茨木市文化振興財団等の各主体が様々な事業に取り組んできました。本市が実施してきたこれまでの文化振興の取組について振り返り、検証します。

【1】市民との協働による文化のまちづくり

市民自らの活発な文化芸術活動を支援するため、各種文化事業の開催を通じて、発表や活動といった形での市民の文化振興への参加の機会を創出しています。加えて、各小学校区公民館等での文化芸術に係る講座の開設や公民館区事業実施委員会等が開催する文化展の補助等、地域コミュニティでの文化芸術活動を促進してきた結果、各地域で活発に文化芸術活動が開催されてきました。

また、文化芸術団体をはじめとした民間団体の活動の場を提供するための補助金を通じて、文化芸術活動の支援を実施したり、市と文化芸術団体や大学との連携事業を行ったりすることで、様々な角度から事業を展開してきました。

市民との協働に関する取組事業の実績

- ・美術展、現代美術展、映像芸術祭、提案公募型公益活動支援補助金
- ・HUB-IBARAKI ART PROJECT、茨木市文化芸術推進市民会議
- ・市民会館跡地エリア整備事業
- ・大学との連携によるまちづくりの推進 など

【今後の課題等】

コロナ禍を経て、文化芸術の担い手不足や集客減が生じており、交流の機会も減少するなど今後のさらなる活動の活性化を促すような取組が求められています。次代の文化芸術の担い手となる人材の発掘・育成の取組を積極的に進めていくこととともに、企画・広報の協力をはじめとした、各文化芸術団体間の連携や交流がこれまで以上に必要とされています。

【コラム】HUB-IBARAKI ART PROJECT

アーティストを発掘し、茨木のまちを発表の場として提供することで、地域の芸術文化の発展に貢献することを目的としたアートプロジェクトです。アートを媒体とした人と人との対話が生まれることで、持続的な地域の活性化へ繋がるネットワークの中心「HUB」のような存在となることをめざしています。作家の選定にあたっては、「公共空間での展示・発表」、「6か月間の長期活動」、「まちや人との交流を持てるような作品の選定」を条件として、これまで延べ 17 名の作家を迎えています。

令和 5 年度（2023 年度）より、さらなる事業の発展のため、茨木市文化振興財団へ事業を移管しております。



〔2〕文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

市民がより身近に文化芸術にふれることが出来る機会の創出のため、彫刻やモニュメントの設置、JR 総持寺駅構内での大型展示、商業施設内の壁面を用いた企画展示に加え、阪急茨木市駅ビル内に文化情報や映像作品を放映するディスプレイを設置したコーナーを設けるなど、日常生活の中でアートにふれられる環境の充実に努めてきました。

また、市内の文化施設の利用促進にも努め、平成27年(2015 年)に立命館いばらきフューチャープラザグランドホールが開館した際は、当該ホールの利用補助を実施しました。さらに、令和5年(2023 年)11月には、市民や文化芸術団体からヒアリングした結果を参考とし、施設の設備に反映させた「おにクル」が開館し、令和6年(2024 年)4月には、1,201 席の大ホールがグランドオープンし、より幅広い文化芸術活動の場が整備されます。

事業面では未就学児や小学生を対象とした文化芸術講座の開催や、障害の有無に関わらず創作活動を行いながら交流を図る事業の実施等、誰もがアートを行える環境を整えつつ、公募により選定された作家に一定期間街中でアート制作を行う事業の実施や、近年新たな分野として広がりを見せている映像芸術を対象とした全国公募型のコンテストを創設するなど、発表機会の創出を通じて、若手芸術家の育成にも力を注いでいます。

文化芸術のための「場」づくりの実績

- ・市立ギャラリーでの様々な展示
- ・市内各所で様々な文化イベントを実施
- ・親子で楽しめる子育て世代向けのワークショップや、障害の有無に関わらず文化芸術につながる取組等を実施

【今後の課題等】

令和6年(2024 年)には福祉文化会館が閉館するなど、公共文化施設の活用について見直しが必要となっているほか、外国人を対象とした企画をはじめとした、誰もが等しく文化芸術にふれることが出来る機会の充実に努めるため、一層の取組を進めていく必要があります。

【コラム】市民会館跡地エリア整備に向けた取組

本市では、市民会館跡地エリア活用基本構想で示したキーコンセプト「育てる広場」の実現への取組のひとつとして、芝生広場づくりから、企画づくり、実施まで市民のみなさんとともに” つくり、育てる” 社会実験を行ってきました。その一環として、新施設や広場空間等の整備内容を検討するため、閉館した市民会館を含む跡地エリアにて平成 30 年(2018 年)には「社会実験 IBALAB～市民会館跡地エリア育てるプロジェクト」(約3 か月間)を、令和2 年(2020 年)からは IBALAB(イバラボ)@広場で長期の社会実験を行ってきました。



【3】未来へ向けた文化芸術の担い手の育成

未来の本市の文化芸術活動の担い手として期待される小学生を対象とした芸術文化講座を開催しており、さらに対象を未就学児と保護者にも拡大するほか、放課後子ども教室と連携した事業を実施するなど、若い世代が芸術文化にふれる場をつくりました。事業の分野についても、映像芸術を題材としたワークショップをスタートするなど新しい分野を扱った事業も開始しています。学校教育との連携についても「対話型鑑賞」を学校の授業に応用した「対話型鑑賞プログラム」を実施するなど、新たな取組が始まっています。

また、新規アートプロジェクトの開始により、若手芸術家の発表の機会が創出され、市民の目にふれる機会の提供につながっています。事業の開催方式も多岐にわたり、市内での活動を軸にしたもの、街中で様々なアーティストの作品を展示するもの、オンラインを活用した全国からの作品の公募等、様々な形で広くアーティストが本市で作品を発表しています。

こどもを対象とした取組事業の実績

- ・小学生対象の芸術文化講座について、対象を未就学児と保護者に拡大
- ・放課後子ども教室と連携した事業を実施
- ・映像芸術を題材としたワークショップを実施
- ・「対話型鑑賞」を学校の授業に応用した「対話型鑑賞プログラム」を実施
- ・新規アートプロジェクトの実施（市内での活動を軸にしたもの、街中で様々なアーティストの作品を展示するもの、オンラインを活用した全国からの作品の公募等）

【今後の課題等】

今後は、新たにはじまったこれらの取組を育みつつ、若い世代が今後の本市の文化芸術を担い導いていくことにつながるような、より一層の取組を行い、発展していくことが求められています。

【コラム】京都芸術大学と連携した対話型美術鑑賞ワークショップ

茨木市教育委員会では、学校法人瓜生山学園京都芸術大学と連携し、美術作品等の「対話型鑑賞」の方法論を学校授業に応用したプログラムを、市内2小学校の5年生を対象に実証的に実施しています。また、市民向けの講座として、身近にあるアート作品を題材として、「対話型鑑賞プログラム」を実施しています。



「対話型鑑賞」とは、一つの作品を題材に「みる・考える・話す・聴く」を繰り返すことで、論理的な思考力やコミュニケーション能力を養う方法であり、これを学校の授業に応用した「対話型鑑賞プログラム」は、めざす非認知能力（新たなことを創造する、他者と協働して取り組む、困難にくじけず乗り越える等）の育成に資するものと期待されています。

〔4〕郷土への愛着心の形成

文化財資料館、キリシタン遺物史料館において、様々な文化財の展示・普及啓発事業や地域の文献史料の収集・整理・保存・活用に取り組んできました。また、埋蔵文化財発掘調査に事業者等の協力も得て取り組むとともに、普及啓発にも努めています。

また、川端康成文学館では、様々なテーマをとりあげて魅力的な展示を開催し、市内外に広く川端康成と本市のゆかりを周知するとともに、小学生・中学生を対象とした夏休み企画を広く周知し、川端の生い立ちや業績等に楽しくふれる機会を提供しています。

さらに、姉妹都市との文化芸術を通じた交流を継続して実施したほか、地域に住む人々のルーツにある様々な文化を理解する事業を実施し、ふるさと茨木を見直す機会を提供しています。

「郷土への愛着心の形成」に関する取組事業の実績

- ・文化財保護及び普及啓発事業
- ・郷土資料の収集・保存・提供
- ・川端康成文学館企画展事業、川端康成文学館夏休み企画事業
- ・＃エール茨木に関する情報発信
- ・姉妹都市等との文化的交流 など

【今後の課題等】

地域に根ざした歴史や文化に親しむことは、市民の茨木に対する誇りや愛着心の形成につながるため、引き続き文化財の普及啓発及び郷土資料の収集・保存・提供を行いつつ、広く情報発信していく必要があります。

また、郷土への愛着心を育むため、姉妹都市等との文化的な交流の機会を通じて、あらためて本市を見直すといった機会を継続的に設けていく必要があります。

【コラム】文化財保護及び普及啓発事業

文化財資料館では、最新の研究成果をもとに常設展示室をリニューアルし、また、地域の文献資料の保存と活用の拠点として令和4年(2022年)から郷土史料室を開室しています。キリシタン遺物史料館では、多くの貴重なキリシタン遺物を展示公開しています。全国でも類稀な「聖フランシスコ・ザビエル像」や「マリア十五玄義図」は本市で発見されたものです。

両館では、テーマ展・企画展等すべての人が楽しめるよう見て・ふれて・体験する取組を実施しています。これらの取組を通じて、郷土への愛着心が形成されていくことをめざしています。



【5】文化のまちとしてのブランド形成

本市がもつ文化資源を活かし、市内外に広く周知するため、映画「葬式の名人」や文学賞を創設し各種媒体を通じて「川端康成が学んだ教育のまち茨木」の持続的なプロモーションを行ってきたほか、ふるさと寄附金事業を通して、本市のブランドを市外に発信しています。

また茨木童子をテーマにした体験イベントを実施するなどブランド形成・発信で設定されたテーマと連動した事業を行うほか、IBALAB(イバラボ)@広場を活用したイベントや、音楽等の文化芸術を活用したイベントによって市内外の多くの人々の交流が生まれ、まちの賑わいの醸成につながっています。

文化資源の発信事業の実績

- ・映画「葬式の名人」や文学賞を実施し、各種媒体を通じて「川端康成が学んだ教育のまち茨木」のプロモーションを実施
- ・IBALAB(イバラボ)@広場を活用したイベントの開催
- ・茨木音楽祭、茨木麦音フェストをはじめ、音楽等の文化芸術を活用したイベントを開催
- ・ふるさと寄附金事業をととして、本市のブランドを市外に発信

【今後の課題等】

今後は、産業の活性化やまちのにぎわいにつながるように、本市の特性を活かして魅力を発信することが必要とされるほか、「おにクル」の開館を契機として市民が交流する場が生まれることが期待される中、これまで以上に多様な施策の連動による魅力的な事業の企画実施が求められます。

【コラム】「川端康成が学んだ教育のまち茨木」の魅力を全国に発信

茨木市制 70 周年を記念するプロジェクトとして、川端康成の名作群をモチーフにオール茨木ロケで撮影された映画「葬式の名人」。

令和元年（2019 年）に全国各地の映画館で上映されたほか、世界約 20 か国で公開されました。

川端康成が少年時代に通った茨木市内の本屋や、母校である茨木高等学校等、本市と川端康成とのゆかりの地が随所に登場しているほか、元茨木川緑地や商店街等でも撮影が行われ、全国に茨木の魅力を発信しました。



【6】3つの理念との関連

これまでの取組の現状と昨今の社会動向等を以下のとおり整理し、本ビジョンにおいて、3つの理念へ再構成します。

【茨木市の文化芸術の現状と3つの理念との関連】

これまでの取組の方向性	これまでの取組の現状	社会動向 基礎調査結果	
市民との協働による文化のまちづくり	・市民の文化振興への参加の機会を創出 ・各地域で活発に文化芸術活動が開催 ・様々な角度から事業の展開を試みる活動 ・文化芸術の担い手不足や集客減が生じており、交流の機会も減少	・市民の文化芸術の鑑賞・活動はテレビやインターネットを利用するなど、多様化 ・情報収集手段の多様化	【理念1】共創による文化の新たな価値の創造・発信 ○市民の多様な文化芸術活動に対する支援 ○文化芸術を通じた交流 ○連携による新たな価値の創造・発信
文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	・市内の公共施設では様々な展示や事業が開催 ・市内各所で様々な文化イベントを実施 ・立命館いばらきフューチャープラザグランドホールが開館 ・1,201席の大ホールを有したおにクルが開館 ・福祉文化会館が閉館	・「劇場法」において、劇場・音楽堂等は多様な役割を期待 ・「障害者文化芸術推進法」において、鑑賞・創造・発表等の施策を推進 ・市民は市内の多様な公共文化施設を利用	【理念2】文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり ○だれもが文化芸術とつながる環境づくり ○気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくり ○多様な文化芸術と出会えるまちづくり ○どこでも文化芸術にふれられる場づくり
未来へ向けた文化芸術の担い手の育成	・若い世代が芸術文化にふれる場の整備 ・新しい分野を扱った事業を開始・学校教育との連携 ・新規アートプロジェクトの開始・様々な形で広く芸術家が本市で作品を発表	・文化芸術の担い手を確保するための方策の多面的・長期的に検討が必要 ・こどもが文化芸術にふれるイベントが期待される	
郷土への愛着心の形成	・文化財の普及啓発事業や地域の文献史料の収集・整理・保存・活用 ・事業者等の協力を得て埋蔵文化財発掘調査を実施 ・市内外に広く川端康成と本市のゆかりを周知	・文化財保護法の改正や博物館法の改正が進む ・川端康成と本市のゆかりに関する市民の認知度は高い	
文化のまちとしてのブランド形成	・本市がもつ文化資源を活かし、市内外に広く周知 ・本市のブランドを市外に発信 ・文化芸術を活用したイベントで市内外の多くの人々の交流が生まれ、まちの賑わいを醸成	・国は「文化と経済の好循環」(社会的・経済的価値への波及)を推進(文化観光推進法等) ・まちづくりや観光、教育との連携を期待する市民が多い	【理念3】これまでの文化の継承、これからの文化の展開 ○こどもが文化芸術にふれる機会の充実 ○文化芸術の担い手の育成 ○まちの文化資源の保存・継承

6. 各種調査等概要

〔1〕 市民・学校アンケート調査

・実施期間及び方法

種別	実施期間	実施方法
市民	令和4年(2022年)3月末 ～4月28日(木)	郵送による配付・回収(WEB回答を併用)
学校	令和4年(2022年)5月13日(金) ～6月10日(金)	学校を通じて配付・回収

・調査対象及び抽出人数

種別	対象	対象数	有効回答数	回収率
市民	令和4年(2022年)3月1日現在、市内にお住まいの18歳以上の市民	2,000	658	32.90%
学校	令和4年(2022年)4月現在、市内の小学5年生、中学2年生	1,120	876	78.21%

〔2〕 市民ワークショップ

No.	対象	場所	開催日時	人数	内容
1	高校生	茨木高等学校	令和4年(2022年) 10月24日(月) 12:55～14:00	36人	家庭科の授業にてワークショップを実施。
2		福井高等学校	令和5年(2023年) 1月18日(水) 8:40～10:30	16人	「文化」にはどんなものが含まれるか、茨木市の文化資源にはどんなものがあるかを授業冒頭で説明し、その後、ワークショップを実施。
3	大学生	追手門学院大学 地域創造学部	令和4年(2022年) 12月2日(金) 14:00～15:30	8人	自由参加形式でワークショップを実施。
4	若者世代 (18歳～40歳) (公募)	市民総合センター 喫茶・食堂	令和5年(2023年) 3月19日(日) 10:00～12:00	15人	前半に見山の郷で購入した茨木の食材を使用し地域の特産やお出汁についてのレクチャー、後半にワークショップを実施。
5	子育て世帯 (公募)	ローズWAM ローズホール	令和4年(2022年) 12月1日(木) 10:30～12:00	13組	前半にピアノの演奏にあわせた絵本の読み聞かせ、後半にワークショップを実施。

【3】 市民会議

No.	対象	場所	開催日時	人数	内容
1	これまで市民会議に参加された団体の方	茨木市役所本館 6階第1会議室	令和5年(2023年) 11月1日(水) 18:30~20:30	9人	過去の市民会議についての振り返りや今後の市民会議開催の方向性等について、意見交換を実施。
2	市民及び市内で文化芸術活動をしている方 (公募)	おにクル 7階会議室1 及び館内各施設	令和5年(2023年) 12月6日(水) 18:30~21:00	12人	参加者全員で「おにクル」を7階から1階までめぐり、おにクルの活用方法等について、意見交換を実施。
3		おにクル 7階会議室1	令和5年(2023年) 12月18日(月) 18:30~21:00	10人	大阪府高石市の文化複合施設「アプラたかいし」の事例紹介を参考に、おにクルの活用方法や、おにクル以外へ文化芸術活動を広めていく方法等について、意見交換を実施。

7. 資料

【1】 委員会設置要綱

○茨木市文化振興施策推進委員会規則

平成26年 3 月31日

茨木市規則第25号

改正 平成28年 6 月15日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第3条の規定に基づき、茨木市文化振興施策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的事項に関する審議を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、市民文化部において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第40号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、この規則による改正後の茨木市文化振興施策推進委員会規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

〔2〕名簿

茨木市文化振興施策推進委員会 委員名簿（分野ごとに五十音順で記載、敬称略）

分野	氏名	備考
市民委員	池上 百合子	
	川本 由貴	
学識経験者	Breaker Project ディレクター 大阪公立大学都市科学・防災研究センター客員研究員 雨森 信	
	兵庫県公立大学法人副理事長 芸術文化観光専門職大学学長 平田 オリザ	
	国立民族学博物館名誉教授・特定教授 総合研究大学院大学名誉教授 出口 正之	委員長
関係団体から 推薦された者	茨木市音楽芸術協会 会長 飯嶋 豊	
	公益財団法人茨木市文化振興財団 理事長 大西 稔（～R4.8月）	
	公益財団法人茨木市文化振興財団 常務理事 落合 佳人（R4.9月～）	
	茨木美術協会 名誉会長 木村 光佑	
	一般社団法人 茨木市観光協会 会長 原田 強	

茨木市文化振興ビジョン（第2期）策定協力者（敬称略）

協力	芸術文化観光専門職大学 副学長 芸術文化・観光学部長 教授 藤野 一夫
----	---

【3】 策定経過

回	開催日	内容
1	令和4年(2022年) 2月24日(木)	・本市の文化振興施策の現状について ・文化振興ビジョンの改定について
2	令和4年(2022年) 9月27日(火)	・本市の文化振興施策の現状について ・現行ビジョンの取組の振り返りについて ・市民向けワークショップの開催について
3	令和5年(2023年) 2月24日(金)	・市民ワークショップの開催状況の報告について ・現行の文化振興ビジョンの総括について ・文化振興ビジョン(第2期)骨子案について
4	令和5年(2023年) 7月27日(木)	・諮問 ・文化振興ビジョン(第2期)素案の検討① (1) 構成について (2) 素案(第1章)について (3) 改定スケジュールについて
5	令和5年(2023年) 10月31日(火)	・前回の推進委員会での意見とその対応について ・文化振興ビジョン(第2期)素案の検討② 素案(第2章)について ・条例・規則の制定について
6	令和5年(2023年) 12月25日(月)	・市民会議の報告 ・前回の推進委員会での意見とその対応について ・推進体制について ・文化振興ビジョン(第2期)パブリックコメント案の検討 ・全体の確認
7	令和6年(2024年) 2月9日(金)	・パブリックコメント意見及び対応方法の検討 ・文化振興ビジョン(第2期)最終案の検討
8	令和6年(2024年) 2月19日(月)	・答申 ・文化振興ビジョン(第2期)の推進に向けて

- 市民アンケート及び学校アンケートの実施
- 市民ワークショップ（5回）の開催
- 市民会議（3回）の開催
- 茨木市文化振興ビジョン改定検討部会（7回）の開催
- 茨木市文化振興ビジョン改定総括部会（7回）の開催
- パブリックコメントの実施

〔4〕用語解説

(再掲・50 音順)

アイデンティティ (P.1)

自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。

アーツカウンシル (P.21)

文化行政推進のため、行政と一定の距離を置き、文化芸術の専門家による評価、審査等を行う専門機関。詳細については 24 ページを参照。

アートプロジェクト (P.16)

現代美術を中心に、1990 年代以降日本各地で展開されている共創的な芸術活動。作品展示にとどまらず、個別の社会的事象と関わりながら展開されることで、新たな芸術的／社会的文脈を創出する活動となっています。

本市におけるアートプロジェクトとしては、アートを活用したまちづくり推進事業「HUB-IBARAKI ART PROJECT」が代表例です。

ウェルビーイング (P.1)

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

クラウドファンディング (P.18)

群衆(crowd)と資金調達(funding)を組合せた造語。取り組みたい活動や企画、アイデアの実現のために、インターネット等を通じて、広く賛同者の呼びかけを行い、支援を集める仕組みのこと。

協調的な幸福感 (P.1)

自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちである状態、周りの人たちと同じくらい幸せだと思える状態。

社会(的)包摂 (P.10、P.23)

国民一人ひとりを社会の構成員として取り込むこと。社会的排除の存在しない社会をめざす政策。対義語は、社会的排除(何らかの原因で個人または集団が社会から排除されている状態)。

文化的コモンズ (P.18)

地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営みの総体。詳細については 23 ページを参照。

レジリエント (P.1)

事業環境等の予期せぬ変化に対して、迅速かつ柔軟に対応できること。